

第 10 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

平成27年3月10日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 10 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成27年3月10日（火曜日）

午前10時0分開議

午後0時9分閉会

本日の会議に付した事件

議案第36号 平成27年度熊本県一般会計  
予算

議案第41号 平成27年度熊本県港湾整備  
事業特別会計予算のうち

議案第42号 平成27年度熊本県臨海工業  
用地造成事業特別会計予算のうち

議案第47号 平成27年度熊本県流域下水  
道事業特別会計予算

議案第78号 熊本県道路占用料徴収条例  
の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 熊本県都市公園条例の一部  
を改正する条例の制定について

議案第80号 熊本県港湾管理条例の一部  
を改正する条例の制定について

議案第81号 熊本県建築基準条例の一部  
を改正する条例の制定について

議案第93号 工事請負契約の締結につい  
て

議案第96号 権利の放棄について

閉会中の審査事件（所管事務調査）につい  
て

報告事項

- ①品確保法に基づく運用指針について
- ②建設産業における「人材確保・育成」の在り方(最終取りまとめ) (案) について
- ③熊本県用地取得加速化パッケージの 取り組み状況について
- ④若手技術職員の育成について
- ⑤道路管理瑕疵事故に係る裁判の判決 確定について
- ⑥瀬目トンネルの現状等について

出席委員（6人）

委員長	東	充	美
副委員長	緒	方	勇
委員	山	本	秀
委員	吉	永	和
委員	森		浩
委員	磯	田	毅

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長	猿	渡	慶	一
総括審議員兼				
河川港湾局長	渡	邊		茂
政策審議監	金	子	徳	政
道路都市局長	手	島	健	司
建築住宅局長	平	井		章
監理課長	成	富		守
用地対策課長	久	保	隆	生
土木技術管理課長	古	澤	章	吾
道路整備課長	宮	部	静	夫
道路保全課長	高	永	文	法
都市計画課長	松	永	信	弘
下水環境課長	宮	本	秀	一
河川課長	持	田		浩
政策監兼河川開発室長	村	上	義	幸
港湾課長	平	山	高	志
砂防課長	緒	方	進	一
建築課長	田	邊		肇
営繕課長	深	水	俊	博
住宅課長	清	水	照	親

事務局職員出席者

議事課課長補佐	井	隆	彦
政務調査課主幹	松	野	勇

午前10時0分開議

○東充美委員長 それでは、ただいまから第

10回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部の説明は効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、猿渡土木部長に総括説明をお願いいたします。

○猿渡土木部長 おはようございます。

総括説明申し上げます。

今回の定例県議会に提案しております、土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、平成27年度当初予算関係議案4件、条例等関係議案6件でございます。

まず、平成27年度当初予算の概要について御説明いたします。

一般会計の予算額としましては、847億1,607万5,000円、対前年度比96.3%を計上しております。

特別会計につきましては、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計及び流域下水道事業特別会計の3つの特別会計がございますが、合計で66億1,233万9,000円、対前年度比104.6%を計上しております。

土木部の一般会計及び特別会計を合わせた予算総額は、913億2,841万4,000円を計上しており、対前年度比は96.9%となります。

平成27年度、土木部においては、新4カ年戦略の総仕上げとして、加速化、見える化、核心を突く、という3つの視点で、目標達成に向けた取り組みや将来の礎を築く取り組みを重点的に展開するとともに、熊本広域大水害からの創造的な復旧・復興を着実に進めて

まいります。

まず、1点目として、新4カ年戦略の重点的な展開について御説明いたします。

「百年の礎を築く」では、九州の中心に位置する本県の地理的特性を踏まえ、すべての道はくまもとに通じるという視点から、引き続き、九州中央自動車道や南九州西回り自動車道、中九州横断道路、有明海沿岸道路(Ⅱ期)の幹線道路ネットワークの整備を促進していくとともに、大矢野バイパスや本渡道路の熊本天草幹線道路の整備に取り組んでまいります。また、これまで整備を進めてきたJR鹿児島本線の連続立体交差事業については、いよいよ3月14日に、JR鹿児島本線の上り線が全線の約6キロメートル、下り線が熊本駅部を除く北側約4キロメートルの区間について完成いたします。

この完成に伴いまして、13の踏切が撤去されることから、東西交通の円滑化等の効果が期待されます。引き続き、来年度は残りの区間の高架化や田崎陸橋の撤去に取り組んでまいります。

また、自然環境再生や景観向上に配慮した公共事業を推進するみどりの創造プロジェクトについては、地元市町村などと連携しながら、河川環境整備や市街地・観光地の沿道景観整備などに引き続き取り組んでまいります。

「アジアとつながる」では、フードバレー構想の実現など県南地域の振興につなげるため、引き続き、八代港のガントリークレーンの大型化や都市計画道路南部幹線の整備に取り組んでまいります。

「安心を実現する」では、頻発する豪雨等による土砂災害から県民の生命を守るため、土砂災害特別警戒区域に居住されている方々に対し近隣の安全な地域への移転を促進する、危険地区からの移転促進事業に新たに組みます。

また、いわゆる耐震改修促進法の改正によ

り耐震診断を義務づけられた大規模建築物の耐震診断に加え、耐震改修に対する助成制度を創設し、緊急かつ集中的に支援してまいります。

「活力を創る」では、技術者技能労働者の高齢化や若年入職者の減少などを抱える建設産業の振興策として、平成26年度2月補正において、新たに若手技能者の賃金助成を創設するとともに、イメージアップ戦略や技術者等の研修や資格取得への財政支援などに取り組むこととしております。また、来年度は建設産業振興プランを策定するなど、引き続き積極的に取り組んでまいります。

2点目は、熊本広域大水害からの復旧・復興の取り組みについてです。

まず、河川については、白川、黒川の河川激甚災害対策特別緊急事業による工事を本格化してまいります。白川では、熊本市工区の龍田陣内4丁目のショートカット区間において、河川のつけかえを加速化してまいります。

また、黒川においても、阿蘇市工区の内牧地区の護岸工事や、小倉遊水地などの用地取得並びに工事を着実に進めてまいります。

次に、土砂災害への対応については、砂防激甚災害対策特別緊急事業30カ所のうち、残る25カ所について平成27年度の完了を目指して取り組んでまいります。

また、緊急避難道路の機能をあわせ持つ県道内牧坂梨線の整備などにも着実に取り組んでまいります。

以上が、平成27年度の土木部の主な施策でございます。

次に、条例等関係議案につきましては、条例の改正として、熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてほか3件、工事請負契約の締結について1件、権利の放棄について1件、計6件の御審議をお願いしております。

その他報告事項につきましては、品確法に

基づく運用指針についてほか5件を御報告させていただきます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げますが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしく願いいたします。

○東充美委員長 次に、付託議案について関係課長から順次説明をお願いいたします。まず、成富監理課長。

○成富監理課長 監理課でございます。

最初に、資料の確認をお願いします。

今回は、建設常任委員会説明資料、熊本県道路占用料徴収条例、熊本県都市公園条例、熊本県港湾管理条例、熊本県建築基準条例、新規及び主要事業一覧、公共事業等費用負担調書の7冊を準備しておりますが、新規及び主要事業一覧と公共事業等費用負担調書については参考としてお届けしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

また、その他報告事項としまして、6件の報告資料を準備しております。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料により御説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。平成27年度当初予算資料でございます。

土木部の当初予算総額は、最上段の右端の合計欄に記載しておりますとおり、913億2,841万4,000円で、対前年度比96.9%となっております。

減額の主な要因としましては、熊本広域大水害関連事業の減によるものです。

その内訳としましては、左から一般会計の普通建設事業につきましては、補助事業460億556万9,000円で、対前年度比94.4%。これは、熊本広域大水害関連事業の減によるもの

です。

県単事業は145億1,895万1,000円で、対前年度比83.2%。これは、元気臨時交付金事業の減によるものです。

直轄事業は、100億8,107万9,000円となっております。

次に災害復旧事業につきましては、補助事業が39億4,121万3,000円、県単事業が1億円となっております。

投資的経費計としましては、746億4,681万2,000円で、対前年度比95.6%となります。

次に消費的経費につきましては、100億6,926万3,000円で、対前年度比102.5%となっております。

一般会計計としましては、847億1,607万5,000円で、対前年度比96.3%となります。

次に、その右の特別会計につきましては、年間所要額を計上しておりますが、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計及び流域下水道事業特別会計の3つの特別会計の合計としまして、投資的経費は17億3,637万8,000円となっております。

また、その右側の消費的経費は、48億7,596万1,000円となっております。

合わせまして、特別会計計ですが、66億1,233万9,000円となります。

次に2ページをお願いします。

平成27年度予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、課ごとの本年度当初予算額、前年度当初予算額、比較増減額及び右側に本年度当初予算額の財源内訳を記載しております。

表の最下段の土木部合計の欄でございますが、国支出金が277億8,927万1,000円、地方債が366億8,740万円、その他が117億5,679万円、一般財源が150億9,495万3,000円となっております。

以上が、土木部全体の予算額の状況でございます。

次に3ページをお願いします。

このページ以降、各課の当初予算の詳細を記載しております。

監理課の予算につきまして、主なものについて御説明させていただきます。

まず、2段目の職員給与費でございます。職員の給与費につきましては、2月補正と同様に職員給与費または事業費の職員給与費として、3ページ以降全ての課に出てまいりますので、監理課から代表して説明させていただきます。各課からの説明は、割愛させていただきます。

監理課関係分としましては、5億3,847万6,000円を計上しておりますが、土木部全体では記載しておりませんが、合計で62億201万8,000円を計上することとなっております。

次に3段目の、土木業務推進費でございますが、475万円を計上しております。これは、土木部政策調整事業に要する経費でございます。

次に、4段目の管理事務費でございますが、3,208万4,000円を計上してあります。これは、宮城県等からの要請に基づく、職員の派遣に伴う代替職員の確保等に要する経費等でございます。なお、前年度より812万6,000円の減は、市町村からの受け入れ職員負担金の減です。

次に、6段目の公物・広告物管理指導費でございますが、4,900万円を計上しております。これは、各広域本部、地域振興局、土木部所管の公物・広告物管理指導に要する経費でございます。

次に、7段目の土木行政情報システム費でございますが、9,972万3,000円を計上しております。これは、電子入札システムに要する経費でございます。

4ページをお願いします。

一番下の項目の建設産業支援事業費でございますが、1,085万8,000円を計上しております。これは、平成26年3月に策定した、新熊

本県建設産業振興プラン・アクションプログラム後期に基づいて実施する建設業者等への各種支援に要する経費でございます。具体的内容につきましては、説明欄に記載しておりますが、新分野進出支援に要する経費、建設業者法令遵守対策事業等に要する経費、建設業災害対応金融支援に要する経費及び来年3月に策定予定の第3次建設産業振興プラン策定に要する経費を計上しております。

なお、このほかに先議で議決いただきました2月補正予算の経済対策分として、新規に若手技能者の雇用促進のための賃金助成や若手技術者等の育成支援、建設産業のイメージアップ戦略等6,085万7,000円を予算計上し実施することとしております。

以上、監理課の一般会計の予算額は、合計で7億6,243万3,000円でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○久保用地対策課長 用地対策課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

土木総務費といたしまして、1億1,783万8,000円を計上しております。

3段目の収用委員会費につきましては、3,424万8,000円を計上しております。これは、収用委員会委員7名の報酬並びに収用委員会が行う不動産鑑定及び物件調査の費用等を含みますけれども、大型の物件を伴う収用案件が見込まれておりますので、2,000万円ほど増額しております。

次に、4段目の登記事務費でございますが、これは過年度に取得した用地の登記促進に要する費用でございます。

また、5段目の土地収用法事務費でございますが、これは市町村事業等につきまして、収用法に基づき知事が行う事業認定手続のために第三者による審査会の委員報酬や公聴会開催等に要する経費でございます。

以上により、最下段に記載のとおり職員給

与費と合わせまして一般会計予算合計は1億1,783万8,000円となります。

用地対策課は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○古澤土木技術管理課長 それでは、土木技術管理課でございます。

資料の6ページをお願いいたします。主なものについて御説明いたします。

上から3段目でございますが、土木業務推進費といたしまして1,884万5,000円計上しております。これは、土木職員の技術力向上を図るために、建設技術センターで実施しております研修への参加者の負担金です。それから、同センターに対しまして研修計画の策定業務を委託しております。そういった経費でございます。なお、前年予算から930万9,000円の減額となっておりますが、これは昨年、建設技術センターの施設整備の経費といたしまして、同センターで保管しておりましたPCBを含有します機器を安全に処理・更新するための費用でございます。また、公共下水道の受益者負担金を計上しておりました。

次に、5段目でございます。土木行政情報システム費として、7,812万円計上しております。これは、土木部におきまして工事の発注や進行管理に必要なさまざまなシステムの維持費でございます。内訳につきましては説明の欄に記載しておりますが、土木積算システムに972万7,000円、それから工事進行管理システムに2,721万9,000円、電子納品・情報交換共有システムに3,988万4,000円などでございます。

最下段でございますが、土木技術管理課計といたしまして2億1,883万2,000円を計上しております。

土木技術管理課は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○宮部道路整備課長 道路整備課でございます

す。よろしく願いいたします。

資料の7ページをお願いいたします。

まず、道路橋りょう総務費のうち、3段目の国直轄事業負担金といたしまして、48億69万5,000円を計上しております。これは、九州中央自動車道及び国道3号南九州西回り自動車道の整備など、国直轄の道路事業に対する県の負担金でございます。

4段目の道路管理費でございますが、207万5,000円を計上しております。

内訳は右の説明欄に記載しておりますが、道路公社職員の共済費負担金として111万8,000円、各種協会等負担金として95万7,000円を計上しております。

次に、道路新設改良費について御説明いたします。

最下段の道路改築費でございますが、地域高規格道路の熊本天草幹線道路整備に要する経費といたしまして、27億8,000万を計上しております。右の説明欄に記載しておりますとおり、現在進めております国道266号大矢野バイパス及び国道324号本渡道路の整備に要する費用でございます。

また、債務負担行為の設定を2つお願いしております。

1つ目は、国道266号大矢野バイパスの、仮称でございますが、登立1号橋の上部工でございます。

2つ目は、国道324号本渡道路の第二天草瀬戸大橋の橋梁の詳細設計でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

1段目の単県道路改築費でございます。予算額27億8,045万円を計上しております。芦北町の県道越小場湯浦線ほか103カ所で、整備を予定しております。

次に、2段目の地域道路改築費でございます。87億2,569万5,000円を計上しております。内訳としましては、五木村振興として国道445号に2億5,000万円、それと国道が国道

443号ほか20カ所について29億6,282万5,000円、県道としまして堂園小森線ほか78カ所について55億1,287万円を計上しております。

続きまして、3段目の道路計画調査費としまして1億3,170万円を計上しております。内訳としましては、交通量調査費として1億2,000万円、地域高規格道路としての整備を検討すべき路線区間に関する調査費として1,170万円を計上しております。交通量調査は、全国一斉に5年に一度、国・県道全路線を対象にして実施されるものでございまして、この調査の結果は将来の道路計画や都市計画の策定等に使用されるものでございます。

続きまして、4段目の単県幹線道路整備特別事業費でございます。7,410万円を計上しております。これは、熊本天草幹線道路、熊本阿蘇幹線道路、南関インター荒尾長洲幹線道路の3路線を重点的に整備するための費用でございます。

次に、5段目の道路施設保全改築費(橋りょう補修分)でございます。18億3,000万円を計上しております。これは、老朽化した橋梁の補修・補強等に要する費用でございます。県道人吉水上線、阿蘇川橋ほか136カ所の整備費用でございます。

次に、下から2段目の単県橋りょう補修費でございますが、4億9,570万円を計上しております。これは、橋梁の比較的小規模な補修・補強等のための事業費で、県道辛川鹿本線、津白橋ほか48カ所を予定しております。

9ページをお願いいたします。

2段目の、地方道路整備臨時貸付金元金の償還金として、1億7,620万7,000円を計上しております。これは、平成20年、21年度に国から無利子で借り入れた分の償還でございます。

以上が予算説明でございますが、道路整備課の平成27年度当初予算額といたしまして、最下段にお示ししておりますとおり、合計22

2億8,653万9,000円となります。

道路整備課は、以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○高永道路保全課長 道路保全課でございます。

平成27年度の、当初予算の主な項目について説明いたします。

説明資料の11ページをお願いいたします。

まず、1行目の道路橋りょう総務費として、13億7,177万6,000円を計上しております。

このうち、3行目の道路管理費は、右の説明欄に記載のとおり道路損害賠償責任保険加入等の道路管理事業や、道路台帳補正等の道路調査事業などで、2,331万9,000円を計上しております。

次に、下から4行目の道路維持費として、46億8,983万4,000円を計上しております。

内訳として、下から3行目の単県道路災害防除費につきましては、落石対策等の防災対策工事を行うもので、5億2,100万円を、下から2行目の単県道路修繕費は、道路パトロールや街路樹等の植栽管理・除草などを行うための費用として、33億3,505万8,000円を、最下段のやさしい道づくり事業費は、通学路などの歩道整備や道路案内標識の整備などを行うもので、2億6,976万7,000円を計上しています。

次に、12ページをお願いします。

1行目の単県沿道環境整備事業費は、沿道景観を整備するもので、6億2,000万円を計上しています。

2行目の道路新設改良費として、91億1,133万9,000円を計上しております。

内訳として、3行目の道路舗装費は単県事業でございまして、舗装補修事業、側溝整備事業、旧道移管事業などを行うための費用として18億200万円を、次に4行目の道路施設保全改築費は、道路災害防除事業、交通安全

施設等整備事業、舗装補修事業などを行うための費用として75億9,571万1,000円を計上しています。

いずれの事業も、事業箇所は説明欄に記載のとおりです。

以上、最下段に示すとおり、道路保全課の平成27年度当初予算総額は、151億7,294万9,000円となります。

道路保全課の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松永都市計画課長 都市計画課です。

13ページをごらん願います。

都市計画課の当初予算につきまして、主なものを御説明いたします。

3段目の景観整備費として4,514万4,000円を計上していますが、これは緑化景観対策や民間施設の緑化推進などを行うものです。

次に、5段目の都市計画総務費として47億4,324万1,000円を計上しています。

その主な内訳としましては、次の14ページ1段目の公園維持費として1億6,264万2,000円を計上していますが、これはテクノ中央緑地及び水俣広域公園等の指定管理者への委託費等です。

6段目の都市計画調査費として8,930万円を計上していますが、これは都市計画の変更等に向けた調査・検討を行うための経費です。

7番目の、連続立体交差事業費として42億7,600万円を計上していますが、これはJR鹿児島本線等の高架化工事の費用です。なお、前年度に比べ増額していますのは、全線の高架化完了に向けて熊本駅部の工事に本格的に着手することによるものです。

最下段の、街路事業費として7億2,408万6,000円を計上しています。

その主な内訳としましては、次の15ページ2段目の街路整備事業費として、荒尾海岸線ほか2カ所の6億6,340万7,000円を計上して

います。

次に、3段目の都市公園費として6億6,725万2,000円を計上しています。これは、説明欄に記載していますように、鞠智城の国営公園化を推進するためのPR事業や、都市公園の改修及び沿道景観の整備等を行うものです。なお、前年度に比べ減額しているのは、地域の元気基金を活用した水俣広域公園等の改修事業が完了したことによるものです。

最後に、7段目の地方道路整備臨時貸付金償還金は、平成21年度に連続立体交差事業等の地方負担分に充当した貸付金の償還金です。

以上、都市計画課としては、最下段の合計にありますように、63億2,040万7,000円を計上しています。

都市計画課は、以上です。よろしく願いいたします。

○宮本下水環境課長 下水環境課でございます。

下水環境課の予算は、一般会計と流域下水道事業特別会計に分かれておりますので、まず一般会計から主なものにつきまして御説明いたします。

17ページをお願いいたします。

上から2段目の、公害防止指導費として4,124万5,000円を計上しております。

主な事業としまして、説明欄の1行目に記載しております生活排水適正処理重点推進事業2,500万円は、整備した下水道などへの接続を促進するため、県民への接続経費に助成制度を新設・拡充する市町村に対して、その費用の一部を補助するものでございます。

また、同じ説明欄の3行目に記載しております熊本県生活排水処理構想策定事業1,396万3,000円は、人口減少や増加する老朽化施設の改築・更新などの現状を踏まえ、未普及地域の早期整備や運営管理を基本方針とする

新たな生活排水処理構想を作成するものです。

上から4段目の、一般廃棄物等対策費として2億5,311万5,000円を計上しております。

主な内訳としまして、説明欄の1行目に記載しております浄化槽整備事業費2億5,197万6,000円は、浄化槽整備を行う個人や市町村に対して県費補助を行う事業でございます。なお、昨年度と比較しまして9,542万5,000円の減となっていますのは、県有施設における合併処理浄化槽への必要な転換事業が平成26年度で完了することによるものです。

18ページをお願いいたします。

一番上の段の農業集落排水施設整備推進費3,241万5,000円は、農業集落排水事業を実施する市町村に対して、事業の翌年度に事業費の6.5%を県費補助するものでございます。

2段目の、団体営農業集落排水事業費9,270万円は、市町村が実施します農業集落排水施設整備に対する国からの交付金を、一旦県が受け入れて再交付するものでございます。

上から6段目には、漁業集落環境整備事業費として1億3,320万円を計上しております。

この内訳としまして、説明欄の1行目に記載の漁業集落排水施設整備後年交付金520万円は、漁業集落排水事業実施市町村に対して、事業の翌年度に事業費の6.5%を県費補助するものでございます。

また、同じ説明欄の2行目に記載しております漁業集落排水施設整備事業費1億2,800万円は、国からの交付金を一旦県が受け入れて、実施市町村に再交付するものでございます。

次に、19ページをお願いします。

上から4段目の、流域下水道事業特別会計繰出金3億7,049万8,000円は、流域下水道特別会計における公債費等の財源充当のための繰出金でございます。

以上、一般会計の合計は、最下段記載のと

おり10億5,184万2,000円でございます。

次に、流域下水道事業特別会計について御説明いたします。

20ページをお願いいたします。

県では、3カ所の流域下水道事業に取り組んでいますが、まず熊本市、合志市及び菊陽町を対象とします熊本北部流域下水道事業としまして、3段目に下水処理を行うための維持管理費9億1,182万8,000円を計上しております。

また、上から6段目には、処理場の増設及び改築などを行うための建設費交付金事業として、9億7,572万円を計上しております。

なお、説明欄に記載のとおり、処理場内の水処理施設工事につきまして、平成28年度に限度額8,500万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、あさぎり町など上球磨の4町1村を対象とします球磨川上流流域下水道事業の維持管理費として、最下段に2億4,202万4,000円を計上しております。

21ページをお願いいたします。

上から3段目には、同じく球磨川上流流域下水道の建設費(交付金事業)としまして、2億2,960万円を計上しております。内容は、処理場の長寿命化計画に基づく改築・更新及び耐震診断に基づく耐震対策の実施を予定しております。

上から4段目の、球磨川上流流域下水道建設費(単独事業)1,240万円は、事業計画変更の委託を予定しております。

下から2段目には、八代市、宇城市及び氷川町を対象とする八代北部流域下水道事業につきまして、維持管理費として2億3,876万8,000円を計上しております。

22ページをお願いいたします。

上から2段目には、同じく八代北部流域下水道におきます建設費(交付金事業)としまして長寿命化計画策定の委託費2,260万円を計上しております。

上から5段目、6段目は公債費でございます。起債償還の元金5億6,191万7,000円と利子1億5,407万5,000円を計上しております。

下から3段目の一般会計繰出金の735万4,000円は、熊本北部浄化センターで発電した電気が持っておりますグリーン電力価値の売却益の一部を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、流域下水道事業特別会計では、最下段記載のとおり33億8,951万1,000円を計上しております。

下水環境課は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○持田河川課長 河川課でございます。よろしくをお願いいたします。

説明資料の23ページをお願いいたします。

まず河川海岸総務費でございますが、合計で61億9,498万1,000円を計上しております。

主なものを御説明いたします。

まず、上から4段目の国直轄事業負担金ですが、37億4,078万1,000円を計上しております。これは、立野ダム建設事業など国が行います事業費の県負担金でございます。

次に、最下段の河川掘削事業費ですが、5億5,204万2,000円を計上しております。これは、河川に堆積する土砂の掘削事業でございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

最上段のダム管理運営費で、2億6,056万1,000円を計上しております。これは、市河川ダムなど県が管理する6つのダムの管理運営等でございます。

続きまして、4段目の河川改良費でございますが、合計で105億6,031万円を計上しております。

主なものを御説明いたします。

次の段の河川改修事業費に、31億5,279万1,000円を計上しております。これは、白川

ほか18カ所の改修費でございます。

その次の段の、河川激甚災害対策特別緊急事業費に、50億6,470万円を計上しております。これは、熊本広域大水害により被災した白川と黒川の沿線地域の浸水被害軽減のための掘削や、遊水地に係る経費でございます。

最下段の堰堤改良費で、5億25万円を計上しております。これは、市房ダムの施設管理の設備更新と、市房ダム、氷川ダム、亀川ダムの3ダムが建設後30年以上経過していることから、ダムの総合的な施設点検を行うものです。

あわせて、右端の説明欄をお願いいたします。予算計上とあわせて、債務負担行為の設定をお願いしております。これは、市房ダムにおきまして設備更新と更新後の維持管理費を一括して発注を行うためのものでございます。

25ページをお願いいたします。

上から2段目の、単県河川改良費及び4段目の単県ダム改良費は、国の補助以外で県が単独で行います河川の改修やダム管理の事業でございます。

続きまして、5段目をお願いいたします。

海岸保全費でございますが、合計で4億933万4,000円を計上しております。

まず、次の段の海岸高潮対策事業費で、1億9,035万円を、その2段下の海岸保全施設補修事業費で1億5,750万円を計上しておりますが、これは国の交付金を受けて行います海岸保全施設の整備及び海岸堤防等の老朽化対策のための事業でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

上から3段目の、河川等補助災害復旧費に39億4,121万3,000円を計上しております。内容につきましては、4段目の過年発生国庫補助災害復旧費の8,459万3,000円につきましては、平成25年及び26年に発生しました公共土木施設災害の復旧を行うものでござい

す。

5段目の現年発生国庫補助災害復旧費の38億5,662万円は、国庫補助を受けて行います公共土木施設の災害復旧費及び国道445号瀬目トンネルの災害復旧費でございます。

あわせて、右端の説明欄をお願いいたします。

予算計上とあわせまして、債務負担行為の設定をお願いしております。これも、瀬目トンネルの災害復旧事業ですが、事業期間が2カ年にわたるために設定するものでございます。

以上、1ページめくっていただきまして、27ページ最下段にありますとおり、平成27年度河川課の当初予算計上額は、総額で212億3,627万9,000円でございます。

河川課の説明は、以上でございます。

○平山港湾課長 港湾課です。

説明資料の29ページをお願いいたします。

港湾課関係では、一般会計、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計がございます。

まず、一般会計について御説明いたします。

1段目の港湾管理費として、3億3,297万6,000円を計上しています。

主なものとして、3段目の港湾諸費は港湾統計事務に要する経費で186万9,000円、4段目の海岸諸費は、海岸施設の維持管理費で1,292万2,000円、6段目の各種負担金3,040万円のうち3,000万円は、ことしの7月に熊本市を初めとする有明海沿岸7市1町で開催される「海フェスタくまもと」の経費に対する負担金でございます。

次に、下から2段目の港湾建設費として、38億6,708万9,000円を計上しております。

主なものとして、最下段の重要港湾改修事業費は、八代港における土砂処分場の整備と熊本港における防砂堤整備を行うもので、3

億3,255万円、前年に対し減額となっているのは、八代港の冠水対策事業の完了によるものでございます。

次に、30ページをお願いいたします。

1段目の地方港湾改修事業は、長洲港における防波堤整備、百貫港における物揚げ場整備と航路しゅんせつ、富岡港における浮棧橋の整備等を行うもので、4億5,198万4,000円、前年に対し増額となっているのは、長洲港及び富岡港の平成27年度完了に向けた重点投資によるものでございます。

2段目の海岸高潮対策事業は、八代港海岸における大型樋門の電動化、三角港海岸及び佐敷港海岸において、老朽化した護岸や排水機場の補修等を行うもので、1億5,330万円、6段目の国直轄事業負担金は、八代港及び熊本港において国が実施する港湾改修事業の県負担金で、13億2,600万円。前年に対し増額となっているのは、八代港の航路しゅんせつ事業の事業促進によるものでございます。

7段目の港湾環境整備事業は、熊本港においてしゅんせつ土砂の処分場を整備するもので、2億2,765万円。前年に対し増額となっているのは、土砂処分場の事業促進を図るものです。

8段目の単県港湾整備事業は、長洲港ほか4港において泊地や航路のしゅんせつ事業として7億円、八代港ほか1港において緑地整備を行うもので2億1,900万円。前年に対し減額となっているのは、平成26年度事業完了によるものでございます。

最下段の港湾補修事業は、八代港ほか7港において岸壁や浮き棧橋等の補修を行うもので、2億6,736万円。前年に対し減額となっているのは、橋梁補修、岸壁防波堤等の改良補修と事業費の大きい箇所完了によるものでございます。

次に、31ページをお願いいたします。

1段目の海域環境創造事業は、百貫港にお

いてしゅんせつ土砂を活用して干潟の再生を図るもので、5,250万円です。

次に、2段目の空港管理費として5億2,106万3,000円を計上しています。これは、空港管理運用、空港消防、気象観測など天草空港の管理運営費として1億9,876万2,000円、老朽化した設備の修繕や機器の更新など修繕費として3億2,230万1,000円です。

また、右の欄のとおり、天草空港改修事業において、天草空港からの位置及び距離情報を提供する無線施設でございます、VOR/DMEの更新に係る工事の債務設定をお願いしています。設置から15年経過し老朽化しており、また製造会社の保証期間が満了するため、平成28年度に更新を行うものです。そのため平成28年度の債務負担行為の限度額として5,100万円の設定をお願いしております。

次に、5段目の港湾整備事業特別会計繰出金は、港湾整備事業特別会計における起債償還の財源に充てるための一般会計からの繰出金で、11億7,448万円です。

以上、港湾課の一般会計として最下段のとおり58億9,560万8,000円を計上しております。

続きまして、港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

32ページをお願いいたします。

1段目の施設管理費として、9億389万8,000円を計上しています。これは、各港の管理事務所等における施設管理費として7億784万円、前年に対し増額となっているのは、無線施設であるVOR/DMEの更新によるものです。

また、施設の維持修繕費として1億9,605万8,000円です。

次に、4段目の港湾整備費として2億5,000万円を計上しています。これは、次の段に記載している県管理港湾施設整備事業として、26年度から29年度までの計画で実施しております八代港における物流拠点の機能向上

を図るためのガントリークレーンの設置費用でございます。

次に、下から2段目の公債費として、起債償還の元金と利子を合わせて、19億4,296万3,000円を計上しています。

33ページをお願いいたします。

最上段の諸支出金として、一般会計からの借入金の償還として、7,596万7,000円を計上しております。

以上、港湾課整備事業特別会計としましては、最下段のとおり31億7,282万8,000円を計上しております。

続きまして、臨海工業用地造成事業特別会計について御説明いたします。

34ページをお願いいたします。

1段目の、熊本港臨海用地造成事業として、5,000万円を計上しています。これは、熊本港周辺海域における漁業の振興を図るため、漁場の整備や稚魚の放流等を行うものでございます。

次に、下から2段目の公債費につきまして、26年度で起債の償還を完了しましたので、本年度は予算の計上をしておりません。

以上、臨海工業用地造成事業特別会計については、最下段のとおり5,000万円を計上しております。

港湾課は、以上でございます。よろしく御願いたします。

○緒方砂防課長 砂防課でございます。よろしく御願いたします。

説明資料の35ページをお願いします。

上から4段目の砂防費は、合計で79億4,307万1,000円を計上しております。

主な事業を御説明いたします。

まず、上から5段目の通常砂防費で、4億9,665万円を計上しております。これは、球磨村上原谷ほか10カ所の砂防堰堤などの整備費でございます。

次に、上から6段目の地すべり対策事業費

で、1億5,855万円を計上しております。これは、八代市筒井地区ほか4カ所の地すべり対策費でございます。

次に、下から3段目の急傾斜地崩壊対策事業費で、10億3,635万円を計上しております。これは、宇土市長浜ほか29カ所の擁壁工などの整備費でございます。

次に、下から2段目の単県砂防事業費で、2億1,525万円を計上しております。これは、国庫補助の対象とならない小規模かつ緊急に施工する必要がある、熊本市木原川ほか3カ所の砂防設備の整備費でございます。また、菊池市次郎丸川ほか5カ所の、熊本広域大水害に係る砂防設備の整備費でございます。

次に、最下段の単県地すべり対策費で、3,150万円を計上しております。これは、国庫補助の対象とならない小規模かつ緊急に施工する必要がある天草市城山地区ほか3カ所の地すべり対策費でございます。

次に36ページをお願いします。

最上段の単県急傾斜地崩壊対策費で、1億7,041万5,000円を計上しております。これは、国庫補助の対象とならない小規模かつ緊急に施工する必要がある美里町本村地区ほか13カ所の擁壁工などの整備費でございます。

次に、上から4段目の国直轄事業負担金で、2億1,360万3,000円を計上しております。これは、国が行う川辺川流域における砂防設備整備に伴う県負担金でございます。

次に、上から5段目の砂防激甚災害対策特別緊急事業費で、27億6,570万円を計上しております。これは、阿蘇市泉川地区ほか18カ所の熊本広域大水害により被災した阿蘇地域の砂防堰堤等の整備費でございます。

次に、下から4段目の火山砂防事業費で、14億6,055万円を計上しております。これは、菊池市狐塚川ほか26カ所の火山地域における砂防堰堤等の整備費でございます。

また、阿蘇山の火山噴火警戒避難対策とし

て、監視システムの設計整備費を計上しております。

次に、最下段の土砂災害警戒避難対策事業費で、11億6,629万9,000円を計上しております。これは、砂防関係基礎調査事業として、土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査費で、平成27年度の基礎調査完了を目指してまいります。また、情報基盤事業として区域指定した箇所を、ホームページに公表するための費用でございます。

また、危険地区からの移転促進事業として、土砂災害特別警戒区域にお住まいの方々の生命・身体を守るため、安全な区域へ移転するための経費への補助費でございます。具体的には、1戸当たり300万円を上限として、住宅の除却費、移転経費、住宅の建設購入費などに対する補助費で、平成27年度は砂防課で25戸の住宅移転を見込んでおります。今後、補助金を交付するため、詳細な交付の対象、補助額、申請から交付までの手順などを示す要項を定めた上で、市町村への説明会を通じて、より多くの県民の皆様が御利用されますように、広報活動を行ってまいりたいと考えております。

次に37ページをお願いします。

最上段の砂防設備等緊急改築事業費で、3億1,810万円を計上しております。これは、五木村横手谷川ほか3カ所の施設の砂防堰堤や擁壁の補修費でございます。

以上、最下段のとおり、砂防課の平成27年度当初予算は、総額83億8,508万7,000円でございます。

以上、砂防課の予算でございます。よろしくをお願いいたします。

○田邊建築課長 建築課でございます。

説明資料の39ページをお願いします。建築課予算の主なものを御説明いたします。

3段目の、くまもとアートポリス推進費でございますが、1,256万円を計上しております。

これは、アートポリス事業の運営、企画等に要する経費でございます。

次に、5段目の建築基準行政費でございますが、2億3,177万8,000円を計上しております。これは、建築基準指導及び建築物の防災対策を推進するための経費等でございます。前年度より1億5,000万円余の増額となっておりますが、これは耐震診断が義務づけられた大規模建築物等の耐震診断に加え、耐震改修への補助を行うこととしたためでございます。

次に、最下段の、がけ地近接等危険住宅移転事業費でございますが、2,522万5,000円を計上しております。これは、危険住宅移転事業を実施する市町村に対する補助を行うものでございますが、既存の事業に加え砂防課とともに創設した上限300万円の実費補助制度を併用し、移転促進を図るものでございます。

次に40ページをお願いいたします。

1段目の市街地環境整備促進費でございますが、4,274万5,000円を計上しております。これは、民間建築物のアスベスト改修を促進するため、既存建築物に関する実態調査を含めたデータベースの整備等に要する経費でございます。

以上、建築課分といたしまして最下段のとおり6億7,809万6,000円を計上しております。

建築課の説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○深水営繕課長 営繕課でございます。

説明資料の41ページをごらんください。営繕課予算の主なものを御説明いたします。

3段目の営繕管理費でございますが、3億3,744万7,000円を計上しております。これは、外壁や防水改修などの小規模工事で、県有施設の保全改修等に要する経費です。

なお、大規模な改修工事や新築工事について

ては、施設主管課が別途予算要求を行い、営繕課に施工依頼が行われます。また、平成27年度に減額となった主な理由は、平成25年度から地域の元気基金を活用したエレベーター改修工事が終了したことに伴うものです。

以上、営繕課分としましては、最下段のとおり5億2,136万6,000円を計上しております。

営繕課の説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

○清水住宅課長 住宅課でございます。よろしくお願いいたします。

説明資料の43ページをお願いいたします。

1段目の住宅管理費でございますが、9億6,920万1,000円を計上しております。

主なものですが、3段目の公営住宅維持管理費としまして、8億2,294万2,000円を計上しております。これは、県営住宅の維持管理費に要する経費でございまして、指定管理者への委託料や市町村交付金などでございます。

次に、下から4段目の住宅建設費でございますが、10億9,959万8,000円を計上しております。

主なものですが、次の44ページをお願いいたします。

1段目の、公営住宅ストック総合改善事業費といたしまして、8億8,444万7,000円を計上しております。これは、県営住宅の長寿命化対策事業といたしまして、住戸改善、外壁改修、屋根防水改修等に要する経費でございます。

次に、3段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費といたしまして、2億774万円を計上しております。これは、高齢者向け住宅に対する家賃補助や整備費補助及び高齢者向け住宅を医療、福祉、商業等の機能が集約している地域に建設する場合の上乗せ補助などに要する経費でございます。

以上、住宅課の平成27年度当初予算額は、最下段の20億6,879万9,000円を計上させていただいております。

住宅課は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高永道路保全課長 道路保全課でございます。よろしくお願いいたします。

議案第78号熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

説明資料は、45ページから50ページまでとなります。内容につきましては、50ページの概要と別冊第78号議案参考資料の新旧対照表にて説明いたします。

まず、50ページの概要をごらんください。

1、条例の名称は、熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

2、制定改廃の必要性は、社会経済情勢の変化に鑑み、道路を占用する場合の占用料の額を見直す必要があるということでございます。

3、内容については、(1)別表で定めている道路を占用する場合の占用料を改定する、(2)この条例は平成27年4月1日から施行する、(3)附則第2項関係で所要の経過措置を定めるというものです。

道路使用の対価である占用料の額につきましては、民間における地価水準、これは固定資産税評価額のことになりますが、それと、地価に対する賃料の水準等の変動等を反映した適切なものとするため、適宜見直しを行う必要があります。また、周辺自治体との合併によって、従来市と町村の所在区分では地価の逆転現象に対応できていない現状もあることから、現状の適正化を図るため、所在区分の見直しを行う必要があります。

別冊第78号議案参考資料の、新旧対照表の1ページをごらんください。

左の「旧」の欄のとおり、これまで所在地

について熊本市を除く市と町村との2区分でそれぞれ占用料の額を定めておりましたが、今回、右側の「新」の欄のとおり、土地の価格に応じた基準により、国に準じて甲、乙及び丙の3区分ごとに占用料の額を定め、より地価に即した区分としております。

説明資料に戻っていただいて、49ページをごらんください。

所在地について、甲、乙及び丙の3区分に該当する市町村につきましては、中ほどの2の(1)から(3)に記載しているとおりでございます。

次に、今回の改定の経緯でございますが、平成24年度に行われた固定資産税評価額の評価がえ等を踏まえ、平成25年11月に国が占用料の額を改定の上、平成26年度から施行したことから、これにあわせて本県も改定を行うものでございます。

従来から国の占用料の額が改定された後に、九州各県で構成する九州地区道路占用料改定検討会を開催し、そこで設定した占用料の額を採用して本県も改定してきており、今回も同様に改定するものでございます。

道路保全課関係の条例提出議案は、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○松永都市計画課長 都市計画課です。

説明資料の51ページをごらん願います。

議案第79号の熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてですが、55ページの概要により御説明いたします。

なお、参考資料として新旧対照表をお配りしていますので、あわせてごらんください。

まず、2の制定改廃の必要性についてですが、水俣広域公園の施設整備等に伴い使用料の額などを見直すものです。

次に、3の内容につきまして御説明いたします。

まず、水俣広域公園の多目的広場の一部及

び陸上競技場への夜間照明の設置に伴い、開園時間及び使用料の額について関係規定の整備を行うものです。

次に、都市公園を占有するときの使用料の額につきまして、道路占用料にあわせて設定しており、ただいま説明がありました道路占用料の改定にあわせて見直しを行うものです。

なお、この条例の施行日につきましては、平成27年4月1日としております。

都市計画課は、以上です。よろしく願います。

○平山港湾課長 港湾課でございます。

条例の制定について御説明いたします。

第80号議案の、熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について、説明資料は57ページから61ページでございます。

議案の内容については、資料の61ページの概要で御説明いたします。

まず、2の制定改廃の必要性ですが、県の道路占用料の見直しとあわせて、臨海地区内の道路の使用料の額を見直すものでございます。

3、改正内容として管理港湾における臨海地区内の道路に工作物、物件または施設を設け継続的に使用する場合の使用料の額を改定するものでございます。

施行日につきましては、根拠法である港湾法の中で、施行日の少なくとも30日前に公表しなければならないと規定されていることから、平成27年5月1日とし、同日以降の使用について適用することとしております。

港湾課は、以上です。よろしく願います。

○田邊建築課長 建築課でございます。

資料63ページをお願いいたします。

議案第81号熊本県建築基準条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、

64ページの概要により御説明をいたします。

これは、平成27年6月1日に施行される建築基準法の一部改正等に伴い、関係規定を整備するものでございます。

今回の法改正は、木造建築関連基準の見直し、既存建築物の質の確保等の観点から行われるものですが、このうち木造建築関連基準の見直しに伴い防火関係の文言に改正があったため、今回の条例改正は法令を引用している部分につきまして文言の修正を行うものでございます。

あわせて、その他所要の規定の整備を行っております。

なお、この条例の施行日につきましては、改正建築基準法の施行日に合わせて平成27年6月1日としております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○成富監理課長 続きまして、65ページをお願いします。

第93号議案につきましては、工事請負契約に関する議案にありますので、監理課から説明させていただきます。

工事名は、八代港物流拠点機能向上(コンテナクレーン製作据付)工事。

工事内容は、コンテナクレーン製作据付工。

工事場所は、八代市新港町地内。

工期は、契約締結日の翌日から平成29年9月29日まで。

契約金額は、8億5,320万円。これは、消費税及び地方消費税相当額を含む額です。

契約の相手方は、三井造船株式会社。

契約の方法は、一般競争入札でございます。

次に、66ページをお願いいたします。

1の、競争入札に参加する者に必要な資格として、建設工事の種類は機械器具設置工事、経営事項審査の総合評価値として、機械

器具設置工事の総合評価値が1,000点以上。

営業所の所在地に関しては、国内に主たる営業所を有すること。

施工実績に関しては、平成12年度以降、元請として国内において完成した工事請負金額6億8,000万円以上のガントリークレーンの新設の施工実績(製作・据付のいずれも行ったことを要する)を有すること。

設計担当技術者に関する事項、配置予定技術者に関する事項及びその他については、記載のとおり設定しております。

2の、評価に関する基準ですが、本工事は設計と施工を一括して発注する方式、設計・施工一括方式の対象案件であるとともに、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象案件であることから、入札時においては設計提案書及び技術提案書の提出を求め、設計・施工一括方式・施工体制確認型総合評価方式で実施しました。

設計提案書としては、設計の合理性(性能・機能)及び維持管理への配慮が重要であり、また技術提案書としては、輸送・据付時の安全管理が重要であることから、次のような課題を設定し、提出された設計提案書との評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算出した評価値が最も高い社を落札としました。

67ページをお願いします。

上の段が設定した課題ですが、設計に関する技術的提案と施工に関する技術的提案で、おのおの内容は記載のとおりでございます。

3の、開札及び総合評価結果でございますが、1回目は1社入札のみの参加でしたので、再入札し、平成26年12月10日に開札を行い、評価値を算出しております。その結果、下から2段目の予定価格7億9,250万円(税抜き)に対しまして、一番上の段の技術評価点が101.65で7億9,000万円(税抜き)で入札し

た三井造船株式会社が評価値12.8671で落札を決定しております。

工事請負契約締結については、以上でございます。

引き続き、よろしいでしょうか、委員長。

○東充美委員長 はい、どうぞ。

○成富監理課長 続きまして、69ページをお願いします。

第96号権利放棄についてでございます。詳細につきましては、70ページの概要により説明させていただきます。

放棄する権利の内容は、平成11年度に契約した公共工事関係業務委託契約の違約金50万8,200円でございます。

理由としましては、契約の相手方が事業を休止し事業再開の見込みがなく、かつ差し押さえることができる財産の価格が強制執行の費用を超えないため、やむなく行うものです。

参考1の主な経緯ですが、平成12年1月27日に契約を解除し、平成13年1月16日には法人代表者が死亡、平成15年3月15日に消滅時効の期限が到来、平成27年1月21日に法務大臣の職権でみなし解散の登記がなされたものです。

なお、参考2の私債権の消滅には、時効の完成、免除されたことによる消滅、権利の放棄の3つの方法がありますが、代表者死亡等により時効の完成、免除による消滅は非常に難しいため、やむなく権利放棄を行うものがあります。

監理課からは、以上でございます。

○東充美委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、これから委員の先生方の質疑を受けたいと思います。ただいまの説明について、質疑はありませんか。

○山本秀久委員 砂防課、35ページか、35ページ。

前からこの地すべりとか急傾斜の問題というのは、大分前からいろいろ問題があるわけですね。いつも前から、私記憶は定かじゃないけども、急傾斜で困っているから、何とか急傾斜を早くしてくれぬかという要望がよくあってたけど、そのときは5軒とか10軒なければだめだとか、それと負担金がどこからできないとか、そして金がないんだということの周知の仕方が多かったが、そういうときに、きょうのこの予算を見ていると、前年と比べてふえているけれども減額になっているというのは、どういう理由なのか。その点ちょっと聞いておきたいんですけど。

○緒方砂防課長 急傾斜対策事業で10億円とし予算を計上しておりますけども、前年度比で1億6,000万ほどの減額となっております。これは、急傾斜対策事業とともに一番最後に御説明しました砂防設備等緊急改築事業費というのがございますけども、あの中で老朽化した急傾斜の部分がありますので、それとセットというか一緒にしておりますので、そちらのほうを2億1,000万増額で、その中でも急傾斜のほうは対策をやりますので、トータルでは若干の増となっております。

○山本秀久委員 前やったやつが傷んできたから、やり直したということ。

○緒方砂防課長 以前整備したやつが老朽化とかしたところがございますので、その補強という形で急傾斜事業も行わせていただきます。

○山本秀久委員 今までが、大体そういう急傾斜の問題は生命にかかわることだから、できるだけ、県南地域というのは土地が狭いもんだから張りついてしまっているわけだな、

山手に。そういうところで急傾斜の問題がたくさん出てくるわけですよ。そういうときにもお願いしても、地域から頼んでも、今は予算がありません、それと5軒まとまらないといけない、10軒まとまらなければいけないとかいう負担、いろいろなそれに条件がついてくるわけだな。だが現場を見て、現場見て、現場が必要であるということは必ず、それを急ぐことは急がぬと生命にかかわることじゃないかというのを何回も言ったことがあるんだ。全部見たか、余り見ないんだよな。だから、そういうときはやっぱり指導しておかんといかぬよな。問題がなければいいけれども、問題があってから慌てるから、よく。そういう点を強く注意しておきたいと思っております。

前に私が、もう一丁例を取ると、219号線かな、あれが土地がよく地すべりが起きるぞと、地域でそういう問題が起きているから注意してやってくれぬと、あと大きな災害が起きたときに大変なことになるから、こっちに整備の道路をつくっておかんといかぬじゃないか、整備しておかんといかぬじゃないかということも言っても、現場に立たないんだよ。すぐ行って現場を、言われたときすぐ調査してくれればね。そして起きてから慌てて行く。そういうことは今後注意しておいてちょうだいよ。それだけお願いしておきたいと思っております。

○東充美委員長 はい、いいですか。

○山本秀久委員 もう一つつけ加えると、よく机の上で考えてできることと、現場に立ってできないことがあるわけですよ。そして、その逆もあるわけです。現場へ行って、机の上でできなかったことが現場へ行ってできる場合が、そういうこともよくありますので、現場指示をしっかりと今後やってください。お願いしておきます。

○東充美委員長 ほかに質疑は。

○磯田毅委員 36ページの一番最下段の土砂災害警戒避難対策事業費の中で、危険地区からの移転促進事業で、300万円を上限に25戸とかなんかの説明だったですね。8,400万と、これは何か違う予算とか何かが入って、新築に対するものなのか、撤去に関する費用なのか、そこあたりの説明と、きのう坂本地区をちょっと見に行ったんですけれども、あそこに油谷ダムであるんですよ。そのちょっと見て、耐震の評価というのはどうなされているのかというのを、お聞きしたいんですけれども。

○緒方砂防課長 砂防課でございます。

まず、危険地区からの移転促進事業の対象でございますけれども、これは住宅の除去費、それから移転経費、それから住宅の建設購入費、これを対象としております。

それから、今、油谷ダムの耐震状況について……

○磯田毅委員 耐震評価というのは……

○東充美委員長 どっちが言う。

○持田河川課長 球磨川水系の油谷ダムのことだと思いますけども、こちらのほうは九電のほうを設置をしているダムで治水用ダムなんですけど、ダムにつきましては河川管理者が定期的に、例えば3年に一遍とか検査を行うような形になっておりまして、油谷ダムのほうは1級になりますので、国のほうが定期的に検査を行って評価していると、そういう状況でございます。

○磯田毅委員 ちょっと見て、土と岩石だけのダムですね。いや、ちょっと初めて見て、

どうかと思っておりますね。

それと、古い住居の撤去費も入るとい  
うことですね。

○緒方砂防課長 住宅の除却費も入って  
おります。

○磯田毅委員 わかりました。

○東充美委員長 いいですか。ほかに質  
疑はありませんか。

○吉永和世委員 国直轄事業負担金の  
分で、大体負担金といった昔聞いた  
ときに2割程度というふうに聞いた  
ことがあるんですけど、それは現状  
も変わらないのか。そして西回り  
自動車道に関しての負担金という  
のは大体どれくらいなのか、ちょ  
っと教えていただければと思いま  
す。

○宮部道路整備課長 道路整備課で  
ございます。お答えいたします。

県の負担率ですが、それぞれの事  
業の内容につきまして変わってまい  
ります。

今回御質問の南九州西回り自動  
車道につきましては、国が10分の  
7、それに対しまして開発事業に  
係る国負担金の引き上げ率、後進  
のかさ上げというのがございます。  
26年度につきましては、それに  
1.11%かかりますので0.777、  
ちょっと数字が細かくなりますが、  
国が0.777、県が0.223とい  
うふうに26年度はなっております。

それぞれに、高速国道の場合とか、  
事業におきましては交付金とかい  
ろいろ事業の種類によってちょ  
っと変わってまいります。

以上でございます。

○吉永和世委員 金額はわかりませ  
んか。

○宮部道路整備課長 金額は、26年  
度につき

ましては、西回り自動車道につ  
きましては、県負担額が15億9、  
800万でございます、当初予算  
でございますね。

○吉永和世委員 わかりました。こ  
れは内容によっては変わってくる  
というふうに理解しておけばいい  
ということですね。わかりまし  
た。

もう一ついいですか。

○東充美委員長 どうぞ。

○吉永和世委員 西回り津奈木  
インター、部長初め職員の方々の  
協力によりまして、一応供用開始  
年度も27年度津奈木で、30年  
度水俣という形で公表いただいて  
非常に楽しみにしているんです  
けども、要望行っても、年度を  
年にしてくれという要望もして  
きたつもりですが、国交省のほう  
も何かそういった方向でという  
返事をいただいたようないた  
だいてないような、そういう状  
況であるんですが、今は27年  
の供用開始に向けて工事は進ん  
でいるというふうに思っている  
んですが、その進捗状況等がもし  
わかれれば教えていただければ  
と思います。

○宮部道路整備課長 それでは進  
捗状況について、お答えいた  
します。

まず、芦北インターから津奈木  
インターまでの7.7キロ区間に  
つきましては、事業進捗率、こ  
れは事業費ベースでございます  
が、27年2月現在で約81%、  
それと用地の進捗率、これ面積  
ベースですが、100%になって  
おります。あわせて、津奈木  
から水俣インターまで5.6キ  
ロ区間につきましては、事業進  
捗率で57%、用地の進捗率で  
99%になっております。

以上でございます。

○吉永和世委員 早まる可能性は、

○宮部道路整備課長 実は、今の進捗状況をちょっと聞く機会がございまして、先日ですね。そのときに、実は八代河川国道事務所の所長にもちょっとお聞きをしたんですが、先ほど委員からお話しされたとおり津奈木までが27年度、水俣までが30年度ということで、水俣につきましては今年度の4月にやっと完成目標が公表されたという状況の中で、完成の年次、例えば何月に完成できる予定ということに関しましては、現段階ではなかなか具体的にはちょっと申し上げられないというような、ちょっと御返事を実はいただきました。

しかしながら、あわせて所長のほうからお話があったのが、今回実は、26年度の2月補正で7億7,000万、それと27年度のゼロ国予算で14億6,900万という予算を実は確保していただいております。

このように、国のほうとしましてもできるだけ早く、前倒しということでしっかりやっていただいております。現段階では具体的な年につきましては、月につきましてもちょっと御返事はいただけなかったんですが、目標達成に向けては一生懸命頑張るということをお答えいただきました。県としましても地元と一緒に、その目標に向かって一日でも早く完成をさせていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○東充美委員長 よろしいですね。

○吉永和世委員 はい。

○東充美委員長 ほかに。なければ。

○緒方勇二副委員長 先ほどの36ページの移転促進事業ですね、危険地区からの、それと

44ページのサービス付き高齢者向け住宅供給促進事業、これいわゆる小さな拠点づくりだと思うんですが、要は崖近とかそういうところからの移転事業に伴いまして、そういうところは往々にして高齢化率も高い、あるいはそういう人たちがなかなか移転して新築物件とか、そういうことがなかなか進まないんだろうと思われるようなところにお住まいだろうと思うんですね。この辺はどう考えておられますか、この住宅課とせつかくこの移転事業を始められるんですが、今年度が25戸、3月中には公表で何戸以上が予測されて、それを今後おおむねどれぐらいの期間で移転事業を、まあ地域の絆も保ちながら空き家の利用等も考えながら、金融機関、公共機関いろいろ近いところに希望が出てくると思うんですね。だからこそ市町村をかまされた、間に挟んだ事業でされるんだと思いますが、その中でこの拠点集約化事業との連携といいますか、どうお考えなのかと思ってですね。その辺、何かお考えがあればお聞かせください。

○緒方砂防課長 25件と言ったのは、今年度、砂防課の予算として分けたところですけども、崖近とあわせまして今年度は30件の予算を計上しているところです。

それから、委員がおっしゃったとおり、小さな拠点とかあるいはコンパクトシティとかいうことで、集約化というのもございますけれども、そういった中で一番の役目をするのが市町村だと考えておまして、今回の事業は市町村に対する補助という形で、市町村の方にもぜひ入っていただきたいと考えています。それは、先ほどおっしゃったように移転する場所のあっせんもございますし、その中で空き家とか市町村が持っているらっしゃる公営住宅またはアパート等があるかと思しますので、そういうことで、できれば市町村内、さらに同じ地域の中で移転されるのが一

番いいと思っておりますので、そういう中で市町村の方にも参画していただいて、そういう市町村の役立つようにしていただければということで、この事業を考えております。

○田邊建築課長 建築課でございます。

今の事業に関しまして崖地近接危険住宅移転事業と併用する場合は建築課の所管となりますので、その件について御説明いたします。

まず、建築課といたしましては、今年度は5戸を計上しております。今御説明いたしましたとおり、崖地近接等危険住宅移転事業との併用ということでございますが、この事業そのものの対象といたしますのが、崖条例に対して既存不的確の建築物というものでございますから、ほとんどの場合は築50年以上のものということになっております。この崖事業は建築課といたしまして数十年間続けておりますけれども、この平成21年度からは実は実績がゼロという状況が続いているところでございます。

しかしながら、今回の事業とあわせて施工することによりまして、崖地近接等危険住宅移転事業のニーズの掘り起こしをしながら、この事業を進めたいと思っております。

○清水住宅課長 今お話が出ましたサービス付き高齢者向け住宅につきましては、今回小さな拠点に誘導するために、戸当たり40万の上乗せ補助して、そういう地域に建てていただく場合は助成をするというようなことを考えておりまして、委員から御質問があったその連携につきましては十分情報を共有いたしまして、それと市町村営住宅の話も出ましたけれども、市町村営につきましては住宅課が所管しておりますので、そこら辺の状況も情報として十分交換しながら事業としては、進めていきたいというふうに考えております。

○緒方勇二副委員長 今説明いただいて、今まで崖近で相当、今まで移転とかされてきて、もう21年度から実績がゼロ。今回の広島土砂災害を受けてこの砂防課で移転事業やられる、今まで住宅あるいはそちらでやられてきたことが本格的にこの移転事業で砂防のほうでやられるんだろうと思いますけども、そのときに、どうしてもコンパクトシティとかあるいは小さな拠点づくりとか、そういうことでなお一層この事業が進んでくれたほうがありがたいなと思うわけですね。ぜひともその市町村をかまして、市町村の将来の姿もあるわけですから、なお一層進むような連携をぜひとっていただきたいなというふうに思います。これ要望です。

○東充美委員長 ほかに。

○森浩二委員 29ページの海フェスタの開催負担金3,000万かな、これは海岸部でやると思うんですけど、いつ、開催日とかそういうの、それと市町村もこれ出すのかということですね。

それともう一つ、この日本港湾協会負担金というのは、港湾協会というのはどういう団体ですか。

○平山港湾課長 まず、海フェスタの件でございます。今回、海フェスタにつきましては、7月18日から8月2日の16日間開催されます。会場は、先ほど御説明しました有明海沿岸の8市町でございます。熊本市、荒尾市、玉名市、長洲町、宇城市、宇土市、上天草市、天草市でございます。

今回、県負担金としては3,000万の予算をお願いしているところでございますけど、開催市町の負担金もございまして、トータルとして約1億2,000万程度の事業費の中で県負担3,000万円をお願いしているところでございます。

2つ目の御質問、港湾協会でございます。港湾を所有する市町村において今回、熊本県港湾協会というのを組織しておりまして、参画いただいております。港湾に関するいろんな情報共有あるいは意見交換会等を港湾協会の中でやっておるところでございます。さらには九州地区、全国の港湾協会等への総会等への参加をしているところでございます。

以上でございます。

○森浩二委員 その任意の団体ですか、公的団体。

○平山港湾課長 任意の団体でございます。

○森浩二委員 前年は、この負担金だけ40万出しとつとでしょう。これは毎年出しとつとですか。

○平山港湾課長 毎年、予算化しているところでございます。

○森浩二委員 任意だけん、民間みたいなもんですよね。そういう情報を共有するような団体ということ。負担金だけん、必ず出さないと。

○平山港湾課長 今回、県管理港湾、市町村管理港湾がございまして、それぞれの港湾管理者において港湾整備のあり方、あるいは港湾に関するいろんな課題、問題等をこの港湾協会の中で意見交換あるいは議論しておりまして、熊本県におけるあるいは市町村における港湾の利用促進等につながる情報共有等を行う機関として考えておりまして、県は必要な費用を毎年計上しておるところでございます。

以上でございます。

○森浩二委員 はい、わかりました。

○東充美委員長 いいですか。

○森浩二委員 はい。

○吉永和世委員 関連というか、海フェスタですかね、7市1町と言われましたよね、7市1町。1市7町ですか。1市て、熊本市ですよ。

○平山港湾課長 済みません。訂正でございます。2市。

○東充美委員長 もう1回説明したら。

○平山港湾課長 今回、7市1町の間違いでございます。

○吉永和世委員 7市1町でしょう。

○東充美委員長 もう1回。

○平山港湾課長 熊本市、荒尾市、玉名市、宇城市、宇土市、上天草市、天草市、7市と長洲町の7市1町でございます。

○吉永和世委員 何で水俣が入つたらぬとですかね。

○平山港湾課長 今回、誘致に当たりましては、熊本市のほうから御相談がありました。熊本市において、今回御説明しました7市1町、有明沿岸等での開催等の趣旨で御相談があったところでございます。

県としましては、今回申請がありました熊本市の意向を踏まえて、今回開催について支援という形に整理をしたところございまして、今御指摘がありました水俣市いわゆる八代海等のお話もございましたけど、今回開催市でございます7市1町の趣旨等を鑑みて、

その趣旨を重視しまして、今回開催支援を決めたところでございます。

○吉永和世委員 有明海でやるということで、そういう形になつとるということですね。有明海ですよ、メインはですね。八代海は入ってないということですね。

○渡邊河川港湾局長 渡邊です。よろしくお願ひします。

海フェスタ自体が、海に親しんでいただくとかそういう観点で全国で開催しております、市町村が主にその実施の主体になるということで、毎年やっております。昨年は京都府の舞鶴市を中心に行われました。今回、熊本市が手を挙げられるということで、その際に熊本市が主体なんですけれども、有明海の、熊本市が面している有明海の沿岸の市町村も負担金を出すなり実行委員会に入るといふことで、実行委員会を構成しております。その中に県も、ほかの他府県同様に参画いたしまして、今回負担金という形で参加するとともに、熊本港の港湾管理者という立場もございまして、長洲港の港湾も管理しております。こういった観点で県も参画して協力していきたいというふうを考えて、今回の形態になっているということでございます。

○東充美委員長 よろしいですか。

○森浩二委員 さっき7市とおっしゃいましたけど、その中に港湾を持っている市は幾つあるんですかね。

○平山港湾課長 港湾課でございます。

今回参画しています市町については、全て市町村管理港湾を持っております。

○森浩二委員 港を。

○平山港湾課長 港湾を所持しております。

○森浩二委員 海岸を持っているということ。

○平山港湾課長 港湾でございます。

○森浩二委員 玉名は、どこにあるかな。

○東充美委員長 港がないですよ。

○森浩二委員 全部、漁港しかないぞ。

○東充美委員長 名称はわかるかな。

○平山港湾課長 玉名市管理は、荒尾港でございます。

○東充美委員長 荒尾。

○平山港湾課長 済みません。呑崎港というのが、玉名市管理の港湾でございます。呑崎港でございます。

○森浩二委員 港湾管理。

○平山港湾課長 はい。

○森浩二委員 天水たいね。じゃ、各市町村は港湾は持っているということだな。

○平山港湾課長 今回参画しています市町村、全て市町管理の港湾がございます。

○森浩二委員 はい、わかりました。

○東充美委員長 ほかにないですか。

○東充美委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第36号、第41号、第42号、第47号、第78号から第81号まで、第93号及び第96号について一括して採決をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○東充美委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第36号外9件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○東充美委員長 異議なしと認めます。よって、議案第36号外9件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○東充美委員長 異議なしと認めます。それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部からの報告の申し出が6件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いいたします。

○成富監理課長 それでは、監理課でございます。

報告事項1をお願いします。

品確法に基づく運用指針についてでございます。

御存じのように公共工事品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律が、平成26年6月4日に公布・施行されています。

目的は、記載のようにインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成確保でございます。

ます。

枠の2段目ですけども、改正のポイントⅡとしまして、発注者の責務の明確化として、丸の1つ目ですが、予定価格の適正な設定、丸の3つ目ですが低入札価格調査基準や最低制限価格の設定など、発注者の責務の明確化がうたわれております。

一番下の段でございますが、法改正の理念を現場で実現するために、丸の2つ目でございますが、国が地方公共団体、事業者等の意見を聞いて発注者共通の運用指針を策定するとなっております。

2ページをお願いします。裏面をお願いします。

発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）の主なポイントでございます。

平成27年1月30日に品確法運用指針が策定されまして、平成27年4月1日、品確法運用指針に基づく発注関係事務の運用開始が予定されてます。

アスタリスクですが、国は本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果を取りまとめ公表するとされております。

この中では、必ず実施すべき事項、左の枠、右側ですけども、実施に努める事項の2つに分かれて示されております。

まず、左側の必ず実施すべき事項につきましては、1つに、予定価格の適切な設定、2つ目に歩切の根絶、3つ目に低入札価格調査基準または最低制限価格の設定・活用の徹底、4に、適切な設計変更が必ず実施すべき事項とされました。

右側の実施に努める事項につきましては、1、発注や施工時期の平準化、これは実施に努める事項とされております。2、見積もりの活用、これは入札に付しても落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合の見積もりの活用については、実施に努める事項とされております。3

の、発注者と情報共有、協議の迅速化についても、実施に努める事項とされております。

報告事項1は、以上でございます。

続きまして、委員長よろしいでしょうか。

○東充美委員長 どうぞ。

○成富監理課長 報告事項2をお願いします。

建設産業における「人材確保・育成」のあり方の最終取りまとめについての御報告でございます。

平成26年10月中旬取りまとめを行い、12月議会で報告させていただき、その後、教育機関や関係団体と意見交換を行い、先月2月24日にあり方検討会で最終取りまとめを行いましたので、御報告いたします。きょうは、概要版で御報告させていただきます。

1の背景でございますけれども、ポツの1つ目、建設投資の減少や競争の激化がダンピング受注等を招き、地域の建設業者の疲弊や下請業者へのしわ寄せが生じている。このため、現場の技能労働者の高齢化や若手入職者の減少が顕著となっており、このままでは将来における公共工事の担い手が不足することが懸念される。

また、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じるおそれが懸念される。

3つ目のポツですが、このため現在及び将来にわたる公共工事の適切な施工及び品質の確保とその担い手の確保は喫緊の課題となっているという背景でございます。

2の、県内建設産業の現状でございますけれども、左側からですけれども、建設投資額は近年ほぼ横ばいでしたが、ピーク時の約5割になっております。

許可業者数は、ピーク時と比べ約2割の減

少となっております。

真ん中ですが、建設業の従事者は平成13年から平成24年までの11年間で約25%減少し、特に鉄骨・鉄筋、左官、大工等の専門の技能者の減少が見られます。

一番右側でございますけれども、年齢構成は55歳以上が39.5%、29歳以下が8.6%と、全国に比べ高齢化が進行している現状がございます。

下ですけれども、3、生徒向けアンケート結果(建設系の県立高校10校)で、436名の生徒にアンケートをいたしております。

その結果でございますけれども、一番左のほうの建設産業に対するイメージは、全体の90%がよいイメージを持っている。2つ目の進路希望の状況ですけれども、建設産業への就職希望者は38%にとどまり、その中でも県外を希望する者が多い。

下ですけれども、就職先を決める場合に重視する点としましては、就職先はやりがい、賃金の高さ、会社の雰囲気、土日・祝祭日の休みを重視するというアンケート結果が出ました。

右側の4の、企業向けアンケート結果(建設業者745社)にアンケートした結果でございますけれども、主なものとして退職者の在職年数は、1年以内が26%、5年以内に57%が退職しております。新卒の場合は、1年以内が36%、3年以内に57%が退職するという状況でございました。

下のほうの、人材を確保するためには、賃金の引き上げ、会社の成長、社員の教育の充実が必要というアンケート結果が出ました。

こういう状況を踏まえて裏面でございますけれども、建設産業における人材確保・育成のあり方を、主な県の取り組みでまとめております。

大きく人材の確保と、右側の下ですけれども、人材の育成の2つの柱としまして、まず人材の確保のほうの左側でございますけど

も、現在及び将来を見通すことのできる環境整備で、方向性の(1)中長期的な事業の見通しの確保では、主な県の取り組みとしまして、2つ目のポツですけれども、社会資本総合整備計画等の地域振興局単位での公表を考えております。

3つ目のポツですけれども、公共事業予算の安定的・継続的確保、これを業界団体と一緒に国に働きかけていくことを取り組みとしております。

下の(2)の短期的な事業の見通しの確保では、主な県の取り組みとしまして2つ目のポツ、ゼロ県債や早期契約制度、債務負担行為の活用、さらには柔軟な予算執行による発注・竣工の平準化へ取り組んでいくこととしております。

3つ目のポツ、国、県、市町村による平準化に向けた発注者連絡会議の設置を予定しております。

一番下ですけれども、あわせて設計変更ガイドラインの作成を行うこととしております。

続きまして就労環境の整備では、(3)適正な賃金水準の確保では、ポツの1つ目ですけれども、予定価格の設定におきましては、最新の労務単価、資材等の実勢価格の反映をすることとしております。

(4)の、就労者の雇用形態の改善では、ポツの1つ目ですけれども、技能者の常時雇用、月給制への雇用形態の改善のための企業評価の検討を検討することとしております。

(5)社会保険等の加入促進では、ポツの2つ目ですけれども、元請、一定の一時下請を加入業者に限定する措置の導入を検討することとしております。

1つ飛ばしまして、(7)のダンピング対策の強化では、予定価格では、県は予定価格の設定における端数処理の方法の見直しをすることとしております。

ポツの2つ目で、公契連総会、市長会、町村長会などあらゆる機会を通じて歩切の根絶

を市町村へ働きかけていくこととしております。

最低制限価格につきましては、ポツの2つ目ですけれども、最低制限価格等を定めていない市町村等へのダンピング受注対策の観点から、適正な最低制限価格等の設定の働きかけをしていくこととしております。

右側にいきまして、新卒者等の技術者・技能者の確保では、(8)の県産業のイメージアップ戦略の推進では、ポツの4つ目ですけれども、高校生向けガイダンスの開催、その下、小中学校での職業体験学習の実施、一番下のポツですけれどもテレビコマーシャルの放映等を続けていくこととしております。

(9)の、インターンシップ・現場見学会等の充実では、ポツの1つ目、高校と業界団体の意見交換の場の設定、ポツの2つ目、教師を対象とした現場見学会に対する支援、ポツの3つ目、高校在学中の小型重機などの各種資格取得への支援等を考えております。

(10)新卒者等の確保対策の充実としましては、ポツの1つ目ですけれども、若手技能者を採用する建設業者に対する賃金調整制度を創設しております。

下にいきまして人材の育成では、技能者の育成のほうでは、(12)専門教育機関の確保では、九州測量専門学校に土木建設科を設置し、運営の協力等をする事としております。平成27年4月1日に、定員40名で土木建設科が設置される予定になっています。

(13)技術者の育成策の推進では、一番下の3つ目のポツですけれども、若手技術者の資格取得に対する助成等を考えております。

技能者の育成では、(14)職業訓練施設の充実強化として、産学官による求人・求職ニーズを踏まえた民間訓練カリキュラムの作成・実施(国の委託事業を活用)してやることとしております。

(15)の、技能者の育成策の推進では、多能工の育成、若手技能者の資格取得に対する助

成等を考えております。

それ以降につきましては、正式な報告書をつけております。後ほど、ごらんいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

監理課は、以上でございます。

○久保用地対策課長 用地対策課です。

報告事項3の資料をごらんください。

昨年4月の委員会で御紹介しました、熊本県用地取得加速化パッケージの取り組み状況について報告させていただきます。

冒頭の、1、用地取得加速化パッケージとはの欄の取り組みの背景に記載しておりますとおり、用地取得が徐々に質的に困難度を増す中でも、災害復旧・復興、経済対策対応など着実に対応できるよう、可能な限り計画的に取得を進めていく必要がございます。昨年度末に策定し今年度から運用しております用地取得加速化パッケージは、職員の適正配置や育成の取り組みとは別に、用地取得を加速化し適切な用地取得を形成していくための各種施策の集合体として取り組みを進めております。

以下、2、用地取得加速化パッケージの進捗状況の表に沿って御説明しますけれども、記載しております予算額は全て事業費予算として関係各課で計上しておりますので、御了承ください。

メニューとしては、6項目ございます。

1番目の、用地取得マネジメントの活用は、ルート決定前など事業計画の検討段階から用地に係る調査を行い、用地原因による長期化リスクを可能な限り避けながら、供用開始を見据えて計画的に用地取得を進めるものでございます。今年度は、白川激特事業など24事業を対象に取り組みを進めますとともに、大規模事業向けとなっております手法を簡略化しまして、来年度からは道路改良、砂防急傾斜の中規模の事業、約200事業種程度に対象を拡大する予定でございます。

また、収用手続きにつきましては、着実に事業を進めるためにやむを得ない案件につきましてはしっかりと取り組んでまいります。

2番目のプラスワン運動は、もう1軒交渉しようなどを合い言葉に、用地職員のさらなるモチベーションアップとチームワークの向上を図るものです。今年度は、取り組みを始めた昨年度より月当たりの交渉回数も増加しておりまして、少なからず貢献しているものと思っております。

また、年間交渉回数を主要指標に積極的な取り組みを行った用地課を顕彰するため、部内表彰としてプラスワン賞を創設しております。

3番目の、公共嘱託登記司法書士協会等への委託は、用地取得形成の上で隘路となっている登記難航案件、例えば所有者不明、多数相続、字図混乱、こういったことで家事審判などの高度な手続きを要する案件につきまして、専門知識を有する司法書士協会等への委託ができるようにしております。来年度は、25件の委託を見込んでおります。

4番目の、用地先行取得の推進は、事業計画期間の前期に用地補償費を重点配分し、用地の先行取得を推進するものでございまして、本年度から事業効果発現が見えやすい道路バイパス事業のうち新規5路線を対象に取り組みを進めております。今年度で計画が確定し、用地取得に着手した部分が、5路線全体の計画延長の中では半分ほどございますけれども、3、4年で取得完了を目指す中で、面積ベースで4割程度を取得してきているところでございます。

5番目の、用地補償説明業務の民間委託は、限られた職員数の中で用地取得の加速化を図るため、試行的に用地補償内容の説明業務を民間委託するものです。本年度は2件、18権利者について委託しておりますが、来年度はさらに委託件数を10件程度拡大しまして、おのおの検証の上効果的な活用方法を探

っていききたいと考えております。

6番目の、用地交渉における情報通信端末の導入は、用地交渉時における土地所有者等への説明の場面で、情報通信端末、タブレットと申しておりますが、これを活用しまして現地状況ですとか事業計画、代替地や税務の情報など、図や写真、インターネットを使いまして、よりわかりやすく提供しようとする取り組みです。本年度は、7月に各局、用地課、1台ずつタブレットを配置しております、11月には県庁内のメールですとか業務関係の情報システムとも外部から接続できるようにして、用地交渉の現場において活用を進めております。有効な活用事例を用地職員皆で共有しながら、来年度以降も活用を進めていききたいと考えております。

さらなる用地取得の加速化に向けまして、引き続き全力で取り組んでまいりますので、今後とも委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

用地対策課は、以上でございます。

○東充美委員長 古澤土木技術管理課長。要点だけをお願いします。

○古澤土木技術管理課長 先ほど監理課長のほうから、建設産業の人材育成ということでお話しございましたけれども、土木部の中でも若手職員育成ということで報告させていただきたいと思っております。

報告資料の4をお開きいただきたいと思います。

現状課題でございますけれども、土木行政を取り巻きます状況につきましては、自然災害等の危機管理やインフラの老朽化対策、それから公共事業に対する説明責任など、業務が多様化また専門化しております。このため、技術職員の人材育成には新たな分野の能力開発が求められているところでございます。

一方で、技術職員の減少それからベテラン職員の大量退職などによりまして、技術の継承も難しくなっている状況でもございます。

こういう中、従来から行っておりました建設技術センターなどの職場外研修とあわせて、職場研修いわゆるOJTの強化に取り組んでいるところでございます。いわゆる具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識、技術を指導し習得させるという取り組みを今後も計画的に実施していきたいというふうに考えております。

中ほどの、若手技術職員育成のための具体的な取り組みということで、事例をちょっと紹介させていただきます。

土木系、建築系共通でございますが、現場での経験不足が非常に懸念されているところです。現場対応力の向上が喫緊の課題と捉えまして、今年度は試行的ではございますが、職場研修を強化した人材育成に取り組んでおります。来年度以降は、本格的に実施したいと考えております。

例えば、土木系では入庁3年目までの職員を対象に、現場対応力を高めるために、上司が同行いたしまして現場監督の業務を指導する、いわゆる現場監督業務OJTを始めたところです。また、若手職員が担当しております工事の施工の途中段階におきまして、いわゆる計画だとか設計、積算あるいは品質管理、安全管理など工事全般にわたりまして、広域本部の技術管理課の主幹以上の、いわゆる先輩職員が技術指導ということを、あわせて始めたところでございます。

建築系でもやはり現場対応力を高めるために、現地の研修あるいは建築確認など業務に必要な資格取得の研修などを実的に選択研修をするということ、今実施されているところでございます。

土木技術管理課の報告は、以上でございます。

○高永道路保全課長 道路保全課でございます。よろしく申し上げます。

報告事項5、道路管理瑕疵事故にかかわる裁判の判決の確定について御説明いたします。

平成27年2月3日に、熊本地方裁判所から判決の言い渡しがありました損害賠償請求事件については、県は控訴せず、また2月17日の控訴期限までに原告からの控訴もなかったことから、去る2月18日をもって判決が確定しました。

まず、1の事件の概要ですが、事故は平成22年7月に、益城町大字寺迫の主要地方道益城矢部線において発生したもので、益城町在住の女性が原動機付自転車で走行中、路面にできていたくぼみにはまり転倒し、右肩腱板断裂、腰椎捻挫等の被害を受けたものです。

その後、和解協議を行いましたが無事に終わり、平成25年5月に県に約1,117万円の損害賠償を求める内容で提訴されたものです。

次に、2の判決概要ですが、事故の現場は通常有すべき安全性を欠いており、県に賠償責任があり、県は原告に対し請求額の約7割に当たる約805万円の支払いを命ずるというものでした。

今回の判決については、4の判決認容理由に記載しておりますとおり、控訴審において県側から新たな証拠や事実の提示ができないことから、原判決が変更される可能性は低いと判断したことから、損害額の減額及び過失相殺に関する主張が一部認められたことから控訴せず、原判決を認容することといたしました。

今後とも同様の事故が起こらないよう、道路管理瑕疵事故の未然防止に努めてまいります。

報告事項5の説明は、以上でございます。

続けてよろしいですか。

○東充美委員長 はい、続けてどうぞ。

○高永道路保全課長 報告事項6、瀬目トンネルの現状等について説明いたします。

瀬目トンネルは、昨年8月の両委員会において、トンネル北側坑口付近の緩んでいる部分について追加の地質調査を行う必要があるとの提言を受けたため、追加のボーリング調査を実施し、この調査結果を踏まえて1月26日に地盤検討委員会、27日に瀬目トンネル検討委員会を開催してまいりました。

その内容については、1の(1)に記載のとおり、抜本的対策案については迂回トンネル案が妥当と判断されると取りまとめられております。

また、モニタリング調査については、(2)に記載のとおりトンネルの変状や地すべりの動きはこれまでと同様に継続しているため、トンネルを使用する間は監視体制を継続する必要があると取りまとめられました。

次に現在の取り組み状況ですが、2の(1)に記載のとおり、迂回トンネルについては先週4日、5日に災害査定が実施されるなど、災害復旧事業の採択に向けて手続を進めております。

また、迂回路整備については、迂回トンネルの工事期間中、国道445号が通行どめとなることから、川辺川対岸の村道整備を急ぐ必要があり、現在、落石対策工事の発注手続を進めております。

最後に、今後の予定として、災害復旧事業として採択されれば、早期復旧に向け所要の手続を進めていく予定です。

以上、道路保全課からの報告を終わります。

○東充美委員長 以上で、報告が終了いたしました。

これから質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○森浩二委員 報告の1番、必ず実施すべき事項の中で、市場価格を積算価格に入れるときに何カ月ぐらいかかるとですか、市場価格。

○古澤土木技術管理課長 今、最短で1カ月はかかっていると思います。例えば、3月で調査結果をまとめて、1カ月はどうしてもblankあくと思います。単価を適用する、いわゆる統一単価を適用するときにはそうなってくると思います。例えば、非常に物価変動が激しいということになれば、見積もりを取るということが今回の品確法の中ではうたわれているところです。

○森浩二委員 例えば、生コンが各地区でばらばらでしょう。生コンがぽんとあわせてなった場合ですよ、1カ月ぐらいで業者は積算の単価でわかるとですか、公表しよるとですか。

○古澤土木技術管理課長 公表していると。

○森浩二委員 要するに県は単価を、積算単価を上げたとするでしょう。今まで安い単価で業者は見積もりよったとするですたいね。上げた場合の単価というのは、3,000か4,000上げた場合、請負のほうは積算できるとかなと。

○古澤土木技術管理課長 インターネットで公表していると思いますので、見ていただければ、毎月変動しているやつについては上げていっています。

○森浩二委員 そんなら、請負でそういうのはわかるわけな、上げていけば。

○古澤土木技術管理課長 積算上に毎月反映させております。

○東充美委員長 いいですか。ほかに。

○平山港湾課長 先ほどの森委員からの御質問がございました件について、誤った回答をいたしましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

海フェスタの開催市町について、港湾を所有しているかという御質問でございました。先ほど全て持っているという御説明をいたしましたけど、正確にお答えしたいと思います。

開催市の宇土市がございませぬ。宇土市においては県管理及び市町管理の港湾はございませぬ。先ほど、全て所有していますという御説明をしたところでございませぬけど、宇土市においては県及び宇土市が管理する港湾はございませぬ。

○森浩二委員 ヨットハーバーはどこのかな。

○平山港湾課長 あと済みませぬ、熊本市と宇城市、長洲町につきましては、町及び市が管理する港湾ではなくて、県が管理する港湾ということでございませぬ。

済みませぬ、先ほどの答弁訂正させていただきたいと思います。申しわけございませぬ。

○東充美委員長 はい、わかりました。ほかに質疑はないですか。

では、私から1点だけ監理課長に。

測量専門学校は、これは技術者育成というかな、教育機関の測量専門学校だけど、先ほど、ことしの4月1日に定員40名と言われましたけど、今の状況はどうですか。

○成富監理課長 1カ月ほど前お聞きしたときは、一応16名程度の応募があつていとお

聞きしています。ちょっと直近は聞いてませんので、また直近をお聞きして御報告したいと思います。

○東充美委員長 はい、わかりました。40に対して16。1カ月前ですね。はい、わかりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○東充美委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○東充美委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付いたしております。

それでは、これもちまして第10回建設常任委員会を閉会をいたします。

午後0時9分開会

○東充美委員長 なお、本年3月をもって退職される方々が、本日2名出席をされております。2名の方々に一言ずつ御挨拶をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いしてよろしいでしょうか。いいですか。

それでは、平井建築住宅局長のほうから、一言お願いを申し上げます。

（平井建築住宅局長、古澤土木技術管理課長の順に退職挨拶）

○東充美委員長 ありがとうございます。今後とも県民の一人として頑張ってくださいと思います。

それでは、最後の委員会でございますので、私のほうからも一言御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

この1年間、緒方副委員長とともに円滑な

建設委員会の運営に努めてまいりました。委員各位におかれましては、大変温かい御指導・御協力を賜り、終始熱心に御審議をいただきましたことに心から御礼を申し上げます。

また、猿渡部長を初め執行部の方々におかれましても、常に丁寧な説明と御答弁をいただき、また諸問題につきましても誠実に対応していただきましたことに関しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

先ほど御挨拶をいただきましたが、この3月をもって勇退されるお二方も、本当に長い間御苦勞でございました。県を去られましても県民の一人として県勢の発展に御協力そしてまたお考えを御指導いただくことを願いますとともに、今までの経験と知識を生かされ、新たな場所での御活躍を心からお祈りを申し上げたいと思います。

執行部の皆様方には、県勢の発展に向けて今後ともなお一層の御努力をお願いをいたしたいと思っております。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆様方に今後ますますの御健勝と御活躍をお祈り申し上げまして、甚だ簡単でございますけれども、この1年間の皆様方の御協力に感謝申し上げます。御挨拶にかえたいと思います。

本当に御苦勞でございました。お世話になりました。（拍手）

○緒方勇二副委員長 一言、御礼の御挨拶をさせていただきます。

委員の先生方また執行の皆さん方、1年間大変お世話になりました。ありがとうございます。

思い出深いことが幾つかございます。

熊本の広域大災害創造的復旧事業が本格的に動き出して、視察に行かせていただいて本当に感心をいたした事業が幾つもございました。ありがとうございました。

また、球磨川のダムによらない親会議がようやく閉じることができました。これも本当にありがたいことでありました。今後は一層、治水安全度が上がるような取り組みを一生懸命頑張っていきたいと思いますので、私どもも頑張っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

また、人材確保と人材育成の観点で、ようやくこういう形で取りまとめていただきました。今回の議会で、高校生あるいは大学生の3年以内の離職率の数字が出ましたが、本当に建設産業においても、58%ですか、ぐらいありますので、本当にこれをもって改善をされて定着率の向上も図られて、なおかつ教える側も仕込まれる側も、建設産業の土木の力も建築の力も信じておりますので、県勢発展の上、福祉の向上の上に皆さん方とともに頑張っていきたいと思っております。今後とも、どうぞよろしくお願いします。

そのことを申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○東充美委員長 では、以上で終了いたします。本当にお疲れでございました。お世話になりました。

午後0時17分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長